二五五　モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　三
二五六　ナイジェリア連邦共和国における国内避難民・帰還民及びホストコミュニティのための基礎的保健医療サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二五七　地域中核病院における医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二五八　第二次国道八号線改修計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二五九　アンゴラ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二六〇　ガボン共和国における透明性のある、実効的かつ包摂的な司法セクター推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二六一　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　四
二六二　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件の一部を改正する件　二三　197　九
二六三　アフガニスタン・イスラム共和国における麻薬対策能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件　二九　二
二六四　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二九　特42　一
二六五　カザフスタン共和国において削減される核兵器の廃棄に係る協力及びこの協力のための委員会の設置に関する日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の終了に関する件　三〇　七
○財務省
一九五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　186　一
二〇〇四―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　186　八
二〇〇七―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　七　186　九
二〇〇九―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　188　五
二一四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　九　188　七
二一五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　188　八
二一七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　四
二一八　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　二
○財務省、農林水産省
二九　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　四
○文部科学省
九九　学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件の一部を改正する件　一　182　一九
一〇〇　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件　一　182　二〇
一〇一　租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件　一　182　二〇
一〇二　学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示　六　185　一
一〇三　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示　九　二
一〇四　高等学校卒業程度認定試験規則第五条第五項の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示　一三　189　三〇
一〇五　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則第六条の規定に基づき、知識及び技能に関する審査を定める件の一部を改正する告示　一三　189　三〇
一〇六　国宝に文化財を追加して指定する件　一五　191　四
一〇七　文化財を重要文化財に指定する件　一五　191　四